

委託設計書						委託方法	請負
所属部課名			街づくり部 みどりと花の課		設計年月日		令和 8年 1月 日
部長	審議監	課長	補佐	補佐	担当	担当	担当
委託名称			本町地区草花管理委託				
委託場所			松戸市本町11番6地先他				
年度科目			令和8年度	委託期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日		
委託価格			一金		設計内容審査済		
委託費計			一金				

## 内 訳 表

本町地区

費 目	工 種	種 別	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
本委託費							
	撤去・地ごしらえ	花壇・プランター	回	1			第1表参照
	植付け	花壇・プランター	回	1			第2表参照
	草花管理	花壇・プランター	回	21			第3表参照
	除草	地被植栽地	回	5			第4表参照
	かん水	花壇・プランター・地被植栽地	回	6			第5表参照
	小 計						
	経費		式	1			
	草花材料等		式	1			第7表参照
委託価格							
	消費税及び地方消費税の額		式	1			
委託費計							

第 1 表

撤去・地ごしらえ(花壇・プランター)

1m<sup>2</sup>当たり

名 称	規格・寸法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
** 1m <sup>2</sup> 当たり **						
** 1回当たり **		m <sup>2</sup>	64.53			
普通トラック運転工		h				第6表参照
合計						

第 2 表

植付け(花壇・プランター)

1m<sup>2</sup>当たり

名 称	規格・寸法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
** 1m <sup>2</sup> 当たり **						
** 1回当たり **		m <sup>2</sup>	64.53			
普通トラック運転工		h				第6表参照
合計						

第 3 表

草花管理(花壇・プランター)

1m<sup>2</sup>当たり

名 称	規格・寸法	単 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
造園工		人				R01
普通作業員		人				R02
** 1m <sup>2</sup> 当たり **						
** 1回当たり **		m <sup>2</sup>	76.68			
普通トラック運転工		h				第6表参照
合計						

第 4 表

除草(地被植栽地)

100m<sup>2</sup>当たり

名 称	規格・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽作業員		人				R03
普通トラック運転工	2t	h				第6表参照
合計						
** 1m <sup>2</sup> 当たり **						
** 1回当たり **		m <sup>2</sup>	59.06			

第 5 表

かん水(花壇・プランター・地被植栽地)

100m<sup>2</sup>当たり

名 称	規格・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽作業員		人				R03
合計						
** 1m <sup>2</sup> 当たり **						
** 1回当たり **		m <sup>2</sup>	135.74			
普通トラック運転工		h				第6表参照
合計						

第 6 表

普通トラック運転工

2t

1h当たり

名 称	規格・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
軽油		L	3.90			T01
一般運転手		人				R04
普通トラック損料	2t	h				M01
** 1h当たり **						

第7表 草花材料等

1式当たり

名 称	規 格・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(草花材料)						
カレンデュラ パワーデイジー	キク科	株	439			現場着価
培養土		L	526		Z08	現場着価
化成肥料	N:P:K=8:8:8	kg	1		Z03	現場着価
計						

## 【株数算出表】

名 称	株 数	数 量	補 植 率	株 数	摘 要
(本町地区) プランター	3株/個	117個	1.03	362	
(伊勢丹前) 花壇	6株/m <sup>2</sup>	11.88m <sup>2</sup>	1.03	74	
(本町地区) プランター (既存宿根草補植)	3株/個	27個	0.03	3	
計				439	

## 【培養土算出表】

名 称	L/m <sup>2</sup>	面 積(m <sup>2</sup> )	回 数	数 量(L)	摘 要
培養土	10	52.65	1	526	Z08 プランター
化成肥料	0.1	12.15	1	1	Z03 プランター

## 本町地区草花管理委託・管理面積表

種類	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
プランター	64.80	76.68
花壇	11.88	
地被植栽地	59.06	
合計	135.74	

### (1)プランター

設置場所	個数	個/面積 (m <sup>2</sup> )	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
県道松戸野田線	108	0.45	48.60	
市道1-29号線	36	0.45	16.20	
合計	144		64.80	

### (2)花壇

設置場所	延長 (m)	幅 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
市道2-66号線	39.60	0.30	11.88	伊勢丹前
合計			11.88	

### (3)地被植栽地

設置場所	延長 (m)	幅 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	備考
県道松戸野田線	110.00	0.30	33.00	ガードフェンス下
	34.80	0.33	11.48	根本地区占用箇所
小計			44.48	
市道2-66号線	48.60	0.30	14.58	伊勢丹前
合計			59.06	

本町地区草花管理委託 年間作業計画表

作業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	備考
撤去・地ごしらえ													1	花壇・プランター
植付け（宿根草）													1	花壇・プランター
草花管理	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	2	21	花壇・プランター
除草	1	1	1		1	1							5	地被植栽地
かん水					6								6	花壇・プランター・地被植栽地
草花名	カレンデュラ パワーデイジー													

# 本町地区草花管理委託仕様書

本委託は、設計書、年間作業計画表、契約書及び本仕様書によるものとする。

## 第1章 本委託業務の目的

### <第1条>

本委託業務は、花壇及びプランターに四季折々の草花を植付け、良好な状態に保つように維持管理し、まちなみ景観の向上を図り、快適な市民の生活に寄与することを目的とする。

## 第2章 作業場所

### <第2条>

作業場所は松戸市本町地区の県道松戸野田線及び主要幹線1級市道29号線(とちのき通り)の歩道上に設置したプランター並びに地被植栽地、松戸市松戸地区の主要幹線2級市道66号線上に設置されている花壇並びに植栽地とする。

## 第3章 作業内容

### 第1節 撤去・地ごしらえ(花壇・プランター)

#### <第3条>

撤去とは、既に植栽されている苗を抜き取ることとし、地ごしらえとは、元肥を施して耕うん及び地均しをすることとする。

### 第2節 植付け(花壇・プランター)

#### <第4条>

植付けする花の種類・本数・配色・模様は、設計書及び市担当者の指示によるものとする。また、植付け後は十分かん水を行うこと。

### 第3節 草花管理(花壇・プランター)

#### <第5条>

草花の健全な生育及び花壇の美観を保つため、除草・かん水・咲殻取り(花が咲き終わり、しづんだものを除去すること)・下葉取り・清掃(ゴミ、吸殻などを取りこぼしのないよう集めること)・植直し・補植を行うこと。また、給水型プランターには、適宜タンクに給水を行うこと。なお、他の作業を行う場合は市担当者と協議すること。

#### <第6条>

補植は全体の植付けが完了後、適宜行うこと。

#### <第7条>

除草は、根を残さないよう人力で抜き取り、除草後は凸凹のないようきれいに整地すること。また、既存の花や工作物等を傷めないように注意しながら作業を行うこと。

## 第4節 除草

### <第8条>

地被植栽地の除草を行うこと。根を残さないように人力で抜き取り、除草後は凸凹のないようきれいに整地すること。また、工作物等を傷めないように注意しながら作業を行うこと。

## 第5節 かん水

### <第9条>

夏場の乾燥期に行うこと。また、給水型プランターには、適宜タンクに給水を行うこと。

## 第6節 植物材料の選定

### <第10条>

植付ける草花の色や納入時期等については、市担当者と協議のうえ決定し、健全で開花状態のものを使用すること(葉物を除く)。なお、市担当者から申し出があった場合、草花の材料を変更できるものとし、その場合は協議のうえ、元の材料と同等以上のものを選定して使用すること。

## 第7節 ゴミの処理

### <第11条>

本委託業務により発生するゴミ(可燃ゴミ、せん定枝、草等)については分別を行い適正な処理をすること。また、処分したゴミの計量伝票(重量記載)の写しを報告書と一緒に提出すること。なお、ゴミの予定数量は3, 500kgとする。

### <第12条>

草花残材等の運搬にあたっては、過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従うこと。

## 第4章 その他

### 第1節 作業時間

#### <第13条>

作業時間は午前8時から午後5時までの間を基本とするが、市が認めた場合は変更することができる。

### 第2節 作業回数及び時期

#### <第14条>

1年間の作業回数及び時期は、年間作業計画表に従うこと。

### 第3節 安全対策

#### <第15条>

受託者は関係法規の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。近年、夏期が猛暑となることが多いことを鑑み、熱中症対策については特に留意すること。また、第三者に業務による損害を与えないよう十分な対策を講じること。

#### <第16条>

作業に従事する者は、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

#### <第17条>

作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与えた事故、または、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、受託者の責任において所要の措置を講じるとともに、事故の状況等を遅滞なく市担当者に報告すること。

### 第4節 作業報告

#### <第18条>

作業を実施する日は、必ず朝9時までに市担当課まで連絡し、当日の作業内容について報告し、必要に応じ指示を受けること。その後、現場の状況などにより、作業場所、作業内容等に変更が生じる場合は、その都度市担当者に報告すること。また、作業終了時には、その日の作業状況について報告すること。

#### <第19条>

報告書の作成に当たっては、作業日毎に作業日報を作成し、また、各作業毎の作業前・中・後の写真帳を作成し、提出すること。

#### <第20条>

作業日報には以下のことを明記すること。

- ・委託名称
- ・作業日
- ・天気
- ・作業人数
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・ゴミの処理(量、内容、搬出先)

### 第5節 記録写真

#### <第21条>

作業を行う際には、各作業場所毎(同一作業場所で複数の内容の作業を行う場合はそれらの作業内容毎)に、同一の構図で作業前・中・後の写真を撮影すること。

#### <第22条>

写真の撮影に際しては、以下に示す項目を黒板等に明記し、被写体とともに写し込むこと。

- ・委託名称
- ・作業場所
- ・作業内容
- ・撮影日、撮影時間
- ・作業進捗状況(作業前・中・後の種別)

また、撮影に際しては、各作業日毎に下記項目が写真によって確認できるよう留意すること。

- ・作業人員の配置状況

- ・作業中に使用した機材の使用状況
- ・ヘルメットや安全帯の着用等の安全対策
- ・交通誘導員を配置した場合、その配置状況

#### <第23条>

撮影した写真は電子媒体または紙媒体で当該委託の翌年度末まで整備・保管しておくこと。

### 第6節 休日の作業

#### <第24条>

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は作業を実施しないものとする。ただし市が必要と認めた場合はこの限りではない。

### 第7節 関係法規の遵守

#### <第25条>

受託者は業務の履行にあたり、関係法令、条例及びその他の諸規定を守り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

### 第8節 疑義の解決

#### <第26条>

受託者は、契約に定める事項について疑義を生じた場合は発注者と協議をすること。

### 第9節 地元住民の対応

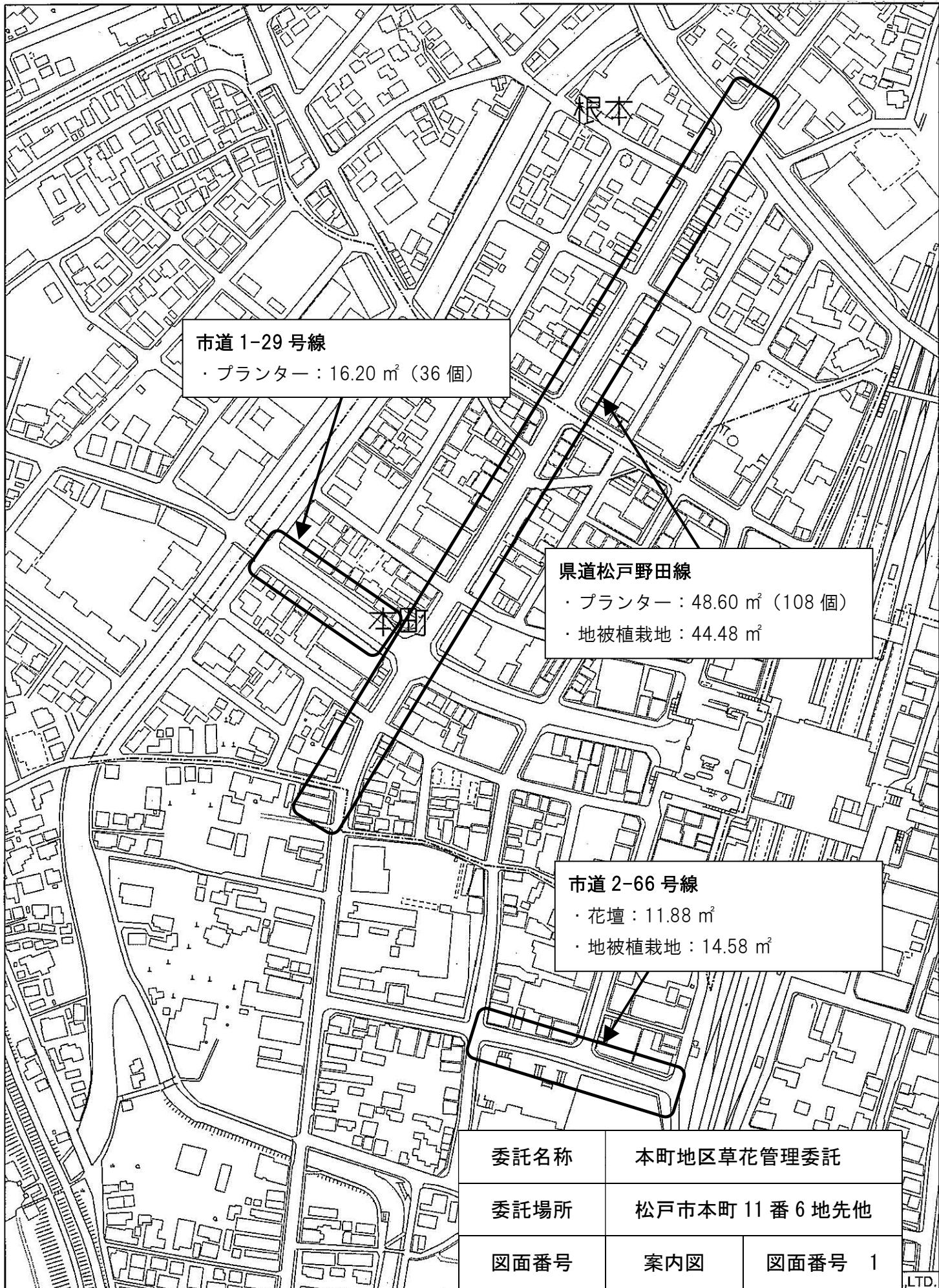
#### <第27条>

受託者は、業務に関し、地元住民等から要望などがあったとき、または交渉を要するときには、遅滞なく市担当者に報告し、指示を受けること。

### 第10節 本仕様書に記載のない事項

#### <第28条>

本仕様書に定めのない事項は市担当者の指示によるものとする。



縮尺 1 / 3,000 | 90m